第一条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　再証券化エクスポージャー　再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

第一条第三十一号中「その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ」を「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」に改め、「（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）」を削り、同条第三十五号ト中「及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー」を「、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー」に改め、同条中第七十三号を削り、同条第七十四号中「第七十七号」を「第七十六号」に改め、同号を同条第七十三号とし、同条中第七十五号を第七十四号とし、第七十六号を第七十五号とし、第七十七号を第七十六号とする。

第三十一条第二項中「イスラム開発銀行」の下に「、予防接種のための国際金融ファシリティ」を加える。

第百十三条を次のように改める。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い）

第百十三条　前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）について準用する。

第百二十九条第一項第三号を次のように改める。

三　特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）

第二百二十五条第一項を次のように改める。

標準的手法を採用する信用協同組合等が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ　オリジネーターのとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6—1	二十	四十
6—2	五十	百
6—3	百	二百二十五
6—4	自己資本控除	
6—5		

ロ　イ以外のとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6—1	二十	四十
6—2	五十	百
6—3	百	二百二十五
6—4	三百五十	六百五十
6—5	自己資本控除	

二　短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
7—1	二十	四十
7—2	五十	百
7—3	百	二百二十五
7—4	自己資本控除	

第二百二十五条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

四　信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該信用協同組合等による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

第二百二十五条第四項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項に次の五号を加える。

三　信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四　信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五　信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六　信用協同組合等が、第一条第一号の二イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七　第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

第二百二十五条第八項中「同項各号に該当する適格流動性補完」を「無格付の適格流動性補完」に、「当該流動性補完」を「当該適格流動性補完」に、「とする」を「とすることができる」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、同条第六項中「すべて」を「全て」に改め、「無格付」の下に「（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百三十条において同じ。）」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。